

第1回統合新校推進協議会 資料4
令和4年4月20日
学校統合推進課

第三中学校・第四中学校の 統合新校整備方針

平成25年3月
目黒区教育委員会

〈目 次〉

第1 統合新校が目指すもの	…… 1
(1) 新校が目指す学校像	…… 1
(2) 新校における学校づくりの視点	…… 2
(3) 目指す学校像を踏まえた重点的教育活動	…… 2
第2 統合新校の基本的事項	…… 4
(1) 設置時期	…… 4
(2) 設置場所	…… 4
(3) 通学区域	…… 4
(4) 校名	…… 4
(5) 校章・校旗、校歌	…… 4
(6) 標準服など	…… 5
(7) 2校の歴史的な資料の保存	…… 5
第3 移行期間中の教育活動等	…… 6
(1) 教育活動	…… 6
(2) 交流活動	…… 6
第4 学校環境の改善と整備	…… 8
(1) 校舎改修等による学習・生活環境の改善	…… 8
(2) 現在のニーズを踏まえた教育環境の整備	…… 8
(3) 校舎改修等の時期	…… 9
第5 統合の推進体制と今後のスケジュール	…… 10
(1) 統合の推進体制	…… 10
(2) 今後のスケジュール	…… 11
第6 統合に伴う諸課題への対応	…… 12
(1) 統合にあたっての課題	…… 12
(2) 課題に対する具体的な対応	…… 12
(3) 積極的な情報発信と区立中学校 の魅力の啓発	…… 13

第1 統合新校が目指すもの*****

(1) 新校が目指す学校像

目黒区立学校は、目黒区教育委員会の教育目標を達成するため、教育委員会基本方針及び方針に掲げる施策の方向に基づき、教育活動を展開しています。

中でも、基本方針の1番目に掲げる『人権を尊重する教育の推進』は学校教育の基本となるものです。

特に昨今のいじめ問題を踏まえ、学校における人権教育の大切さを改めて認識していく必要があります。

そこで、まずは新校が目指すものとして、

『人権尊重を基盤とした、いじめのない、お互いを認め合える学校』

を掲げていきます。人権教育の取り組みを通じて、生徒たちが相互理解や連帯感を高め、偏見や差別のない、充実した学校生活を送れるような学校にしていきます。

また、自主自立・文武両道といった第三中学校・第四中学校の良き校風を継承し、グローバル化が一層進む現在の社会状況の中で、生徒一人ひとりが社会的自立に必要な能力や態度を育てる教育を積極的に推進していきます。さらに、学校の様々な課題に対して、保護者、地域と相互に連携を図りながら適切な対応を進めていきます。

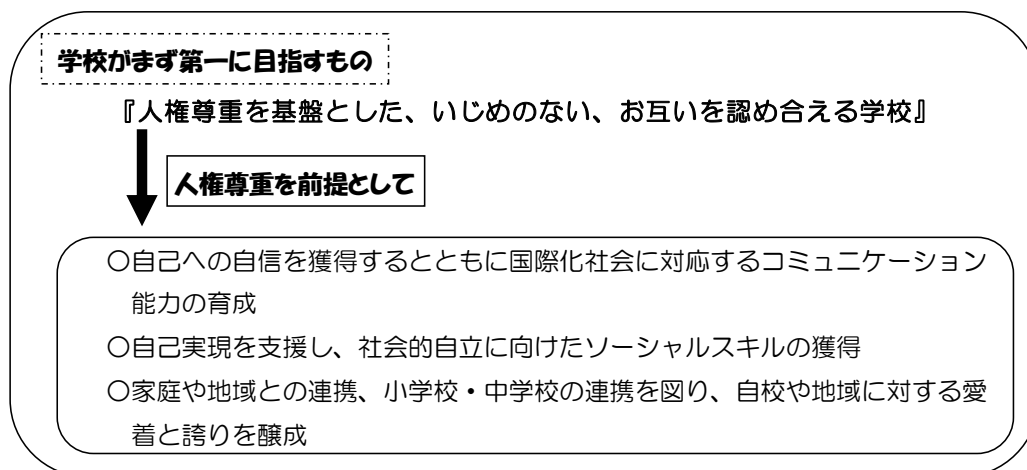
以上を踏まえ、人権尊重に続くものとして、次のような学校を目指します。

○学ぶ意義を実感することで自己への自信を獲得するとともに、国際社会に役立つ英語によるコミュニケーション能力をはぐくむことができる学校

○豊かな人間関係を構築していく中で、生徒一人ひとりの自己の実現を支援し、社会で求められるソーシャルスキルを身に付けることができる学校

○家庭や地域とのつながり、小学校から中学校への円滑な連携を図ることで、自校や地域に対する愛着と誇りをもちことができる学校

『新校が目指す学校像のイメージ』



(2) 新校における学校づくりの視点

新校が目指す学校像を基に、次のような視点から新しい学校の姿を築いていけるように取り組んでいきます。

【学ぶ意義を実感することで自己への自信を獲得するとともに、国際社会に役立つ英語によるコミュニケーション能力をはぐくむことができる学校】

- 習熟の程度に応じた少人数指導の推進
- 学ぶ意欲を高める ICT 機器（パソコン、プロジェクター等）の設置、充実
- ALT（外国語指導員）を活用した英語会話力の増進

【豊かな人間関係を構築していく中で、生徒一人ひとりの自己の実現を支援し、社会で求められるソーシャルスキルを身に付けることができる学校】

- 思いやりの心をはぐくむ道德教育の充実
- 特別支援教育の推進
- 自尊感情、自己肯定感を高める心の教育の推進
- 個性を磨き、集団の一員としての自覚を高める学級活動、生徒会活動、部活動の活性化
- 実社会で有用な各種検定資格の取得

【家庭や地域とのつながり、小学校から中学校への円滑な連携を図ることで、自校や地域に対する愛着と誇りをもつことができる学校】

- 小・中学校合同の教育活動の実施
- 地域の特性や地域人材を活用した勤労観・職業観の醸成

(3) 目指す学校像を踏まえた重点的教育活動

統合新校では、目指す学校像、学校づくりの視点に基づき、重点的な教育活動として次の3点を推進していきます。

ア 人権尊重教育の充実

両校の東京都人権尊重教育推進校（第三中は平成22・23年度、第四中は平成24・25年度）としての研究成果を十分に踏まえ、人権尊重教育を展開していきます。他人を思いやる心、偏見や差別を許さない心の育成を推進していきます。

イ 社会的・職業的自立に向けた意欲・態度・能力をはぐくむ教育の推進※

統合新校では、子どもたちが夢と希望を持ちながら、自分自身を理解し、自信を持って社会で生きていけるための能力をはぐくむ教育を推進していきます。

小学校と中学校の連携をさらに促進し、統合新校において、9年間を見通した区独自の全体計画を作成し、他の学校に先駆けて実施していきます。

※社会的・職業的自立に向けた意欲・態度・能力をはぐくむ教育の推進とは

子どもたちに「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育。具体的には、コミュニケーション能力の向上、学ぶこと・働くことの意義を理解し活用していく能力の育成、将来設計能力の育成、意思決定能力の育成があげられる。

ウ 英語によるコミュニケーション能力の向上

統合新校を英語教育重点校として位置づけ、国際社会に役立つ英語によるコミュニケーション能力の向上を図っていきます。具体的対応として、平成 25 年度から、第三中・第四中に派遣しているALT（外国語指導員）をさらに充実させて、特色ある教育活動を展開していきます。また、第四中には、英語科学習指導講師も配置し、英語教育の充実を図ります。

新校開校前から、国際社会に通用する英語力を身に付け、国際社会で活躍できる能力の基礎を培うための教育を推進していきます。

第2 統合新校の基本的事項*****

(1) 設置時期

平成27年4月1日に、統合新校（第三中学校・第四中学校の統合による新中学校）を開校します。

(2) 設置場所

統合新校は、現在の第三中学校の場所（目黒区下目黒三丁目23番18号）に設置します。校舎については、既存校舎を改修して活用します。

なお、わかたけ学級（肢体不自由学級）は、統合新校開設後も引き続き油面小学校で教育活動を行います。

(3) 通学区域

統合新校の通学区域は、現在の第三中学校、第四中学校の2校の通学区域を合わせた区域とします。

統合新校の通学区域内の小学校は、田道小学校、下目黒小学校、不動小学校、油面小学校（一部）です。

なお、統合新校の通学区域内の町丁名は、次のとおりです。

◇中目黒四丁目（7番～10番）

◇三田一丁目、三田二丁目

◇目黒一丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、目黒四丁目

◇下目黒一丁目、下目黒二丁目、下目黒三丁目、下目黒四丁目、下目黒五丁目、下目黒六丁目

◇中町一丁目

◇目黒本町一丁目

(4) 校名

統合新校の校名は、区民の皆さんに統合新校への親しみを持っていただくという視点から、公募を行い、校名を選定していきます。

なお、校名選定の時期については、平成25年度の早い時期に選定を行い、25年度第4回区議会定例会までには条例改正をする方向で進めていきます。

(5) 校章・校旗、校歌

校章・校旗、校歌は、学校の象徴として生徒の皆さんの一体感を高める役割を持つものとして各校が独自に定めているものです。

新校では、生徒の皆さんが自分たちで新しい学校をつくっていくという意識を醸成することで、新校に対する愛着を高めていくという視点から、両校の在校生を含めた学校

主体の組織を設けて、取り組んでいきます。

なお、検討開始の時期については、校名の決定後、速やかに検討を開始し、平成 27 年 4 月の新校開校時前までに定めていきます。

(6) 標準服など

生徒の一体感の醸成という視点から、新校においても標準服を定めていきます。

標準服の検討についても、校章・校旗などと同様に両校の在校生を含め、学校主体の組織を設けて、検討していきます。

なお、検討にあたっては、保護者の方々が標準服などの買い替えが必要になった場合でも、新たな負担が無いように努めていきます。

(7) 2校の歴史的な資料の保存

統合新校の学校づくりにあたっては、2校の伝統や校風などを継承するとしていることから、両校の歴史的な資料の保存は重要です。

2校の歴史的資料の保存については、卒業生やPTAなど、関係者の意見も聴きながら、学校が主体となって保存方法の検討をしていきます。その際には、卒業生をはじめとして両校にゆかりのある方々が気軽に資料を見られるような工夫をしていきます。

第3 移行期間中の教育活動等*****

(1) 教育活動

統合新校では、本整備方針1・2ページに記載している、「新校が目指す学校像」、「新校における学校づくりの視点」に基づき、三つの重点的教育活動の推進を掲げています。

統合移行期間中には、平成27年4月の新校への円滑な移行に向けて、重点的教育活動について次のような教育活動を展開していきます。

なお、取り組みにあたっては、各校がそれぞれ現在行っている教育活動を尊重しながら、発展的に充実していきます。

『移行期間中に各校で行う重点的教育活動の内容』

年 度	重点的教育活動の内容
25年度	○人権尊重教育の充実
～	・全教育活動を通じて、生徒の多様な個性を尊重し、「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である」という意識の醸成
26年度	○社会的・職業的自立に向けた意欲・態度・能力をはぐくむ教育の推進
	・小中学校の連続性に留意した全体計画の作成
	・1年生を対象に道德の時間、総合的な学習の時間を利用した勤労観、職業観の醸成（26年度は2年生も対象）
	・1年生対象の検定資格取得のための学習教室の実施（26年度は2年生も対象）
	○英語によるコミュニケーション能力の向上
	・1年生の英語（や総合的な学習の時間）の授業において、コミュニケーションに対する積極的な態度とコミュニケーション能力の基礎を育成（26年度は2年生も対象）
	・1年生対象の土曜日の英語学習教室の実施（26年度は2年生も対象）

(2) 交流活動

平成27年4月の円滑な移行に向けて、両校の生徒の皆さんが、統合の過程の中で豊かな人間関係を構築していくことが重要なポイントとなります。

そこで、統合移行期間中に様々な交流活動を行い、第三中・第四中の生徒の皆さんの豊かな人間関係の構築に向けた取り組みを進めていきます。また、各小学校との交流や小学校間の交流などを通じ、期待を持って統合新校に進学できる環境づくりにも努めていきます。

なお、交流にあたっては、生徒の皆さんの負担を考慮しながら、可能な範囲での交流を行っていきます。

『移行期間中の交流活動（※想定される交流活動）』

年 度	交流活動（() 内の月は、実施する場合の時期）
25 年度	○生徒会交流
～	<ul style="list-style-type: none"> ・校風や生徒会活動に関する相互理解 ・統合新校の生徒会スローガンの検討 ・生活のきまり原案の検討・作成
26 年度	○1 学年の交流（25・26 年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・合同レクリエーション（7 月） ・合同球技大会（11 月） ・合同遠足（3 月）
	○2 学年の交流（26 年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・合同林間学園（8 月） ・連合音楽会における合同合唱 ・いじめ問題を考えるつどいの事後意見交換会（1 月～） ・合同学年集会（9 月～3 月）
	○学校行事の交流
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会や文化祭の相互参加
	○部活動交流
	<ul style="list-style-type: none"> ・合同部活の継続（野球部） ・合同練習の機会の確保（土日や長期休業中を中心に） ・冬季大会終了後の合同チームの編成（運動部）（26 年度）
	○小学校との交流等
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会での小学生参加種目の設定 ・小学校展覧会での作品出品 ・小学校学芸会での文化部の参加 ・学習活動への参加 ・長期休業中の部活動の体験入部 ・いじめ問題を考えるつどいへの参加 ・小学校間の交流
	○特別支援学級（F 組・わかたけ学級）との交流
	<ul style="list-style-type: none"> ・交流給食 ・連合運動会での交流

※ 現時点で実施することが可能な交流活動を掲載しています。実際の活動にあたっては、各校の現在の教育活動を尊重しながら、子どもたちに負担のかからない範囲で交流活動を進めていきます。

第4 学校環境の改善と整備*****

(1) 校舎改修等による学習・生活環境の改善

統合新校は、既存校舎を改修して活用（現在の第三中学校を活用）していきます。改修にあたっては、三つの視点を整備の方向とします。

まずは、統合に伴う学級数の増加に対応するための改修や教育環境改善のための改修、機器等の更新、整備を進めていきます。

2点目として、学校における生活環境の改善のための改修を進めていきます。

3点目として、計画的に修繕する必要がある補修工事などの改修を進めていきます。

『校舎改修の概要』

○統合に伴う学級数増加のための対応、教育環境改善のための改修
・普通教室の改修、黒板の改修（ホワイトボードへの改修） ・特別教室（理科室、被服室、技術室）の改修等 ・構内情報通信網の整備 ・ランチルームの改修（可動式間仕切設置：少人数指導への対応） ・学校図書館の改修 ・校庭防護ネットの張替え、散水機増設
○生活環境の改善
・トイレ環境の改善（トイレの洋式化等） ・エアコン増設・特別支援教室への空気清浄機設置 ・飲水水道直結化
○施設の維持管理のための改修、その他の改修
・校舎外壁 ・校舎屋上の防水 ・校舎内（床、内壁、天井等） ・体育館・プール屋根 ・給食室

(2) 現在のニーズを踏まえた教育環境の整備

新校では、学校の魅力づくりの視点から、現在の教育ニーズに即した教育環境を整備していく必要があります。

そうしたことを踏まえ、魅力的な教育活動を展開していく上で必要な機器や機材を整備し、教育環境の充実を図ります。特に、ICT環境については、電子黒板の設置などを図り、分かりやすい授業の展開に努めていきます。また、老朽化や消耗の激しい機材や備品等の入れ替え、特別支援教室のより良い環境づくりに努めていきます。

『教育環境整備の概要』

○機器の導入
・ I C T環境の充実（電子黒板の導入）
○機材の更新等
・ 教室備品等の入替え

(3) 校舎改修等の時期

改修にあたっては、学校の教育活動に極力影響を及ぼさないように、夏休みなどの長期休業期間や週末などを中心に行います。また、他の時期に行う場合でも、教育活動に支障の出ないように配慮しながら進めていきます。

以上を踏まえ、改修工事は平成25年度から26年度にかけて行う予定です。

『施設改修等のスケジュール（予定）』

項目	年・月		25												26												27		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
教育環境改善	普通教室改修	↔												↔															
	特別教室改修	↔												↔															
	黒板改修	↔												↔															
	情報通信網設備改善	↔																											
	I C T（電子黒板）設置																				↔								
	ランチルーム改修													↔															
	学校図書館改修													↔															
	防護ネット張替													↔															
	校庭散水器設置													↔															
	備品等入れ替え																				↔								
生活環境改善	第1校舎トイレ改修													↔	↔														
	第2校舎トイレ改修	↔																											
	エアコン増設	(24年度中に実施)																											
	飲水水道直結化	↔																											
施設計画修繕前倒し	第1校舎外壁工事				↔																								
	第2校舎外壁工事				↔																								
	第1校舎防水工事						↔																						
	第2校舎防水工事						↔																						
	第1校舎内装工事	↔							↔																				
	第2校舎内装工事	↔								↔																			
	プール屋根改修工事							↔																					
	※体育館改修工事	↔																											
	給食室改修	↔																											
	給食室前排水工事	(24年度中に実施)																											
	校門扉改修																					↔							

※ 体育館の改修については、発災時の安全と避難所機能の確保のため、別途天井非構造部材落下防止工事を平成26年度に行う予定です。

第5 統合の推進体制と今後のスケジュール*****

(1) 統合の推進体制

平成25年度・26年度は、本整備方針に沿った具体的な教育活動や交流活動を実施していきます。また、新校の教育計画の策定など、27年4月の開校に向けて具体的な教育課程等の作成に向けての準備期間となります。さらに、校名の選定をはじめ、校章・校旗、校歌の作成や標準服の選定などにも取り組んでいく必要があります。

それらの具体的な検討については、次に掲げている検討組織を25年度早々に立ち上げ、取り組みを進めていきます。

取り組みにあたっては、保護者、地域の方々との連携を図りながら丁寧に進めていきます。

ア 統合新校開設準備委員会

統合新校の具体的な取り組みを進めるため、統合新校開設準備委員会を設置します。以下の各部会で具体的検討がなされた事項を総合的に調整し、取りまとめていきます。

○ 教育計画等部会

学校及び教育委員会で構成し、統合移行期間中の両校各教科の評価規準の統一や生活指導基準の統一を図るための検討、及び統合新校の教育計画の検討など、教育に関する専門的な部分の検討を行います。

○ 校章・校旗、校歌部会

生徒、保護者、学校で構成し、校章・校旗、校歌の検討、作成に向けた取り組みをしていきます。

○ 標準服部会

生徒、保護者、学校で構成し、標準服についての検討を行います。

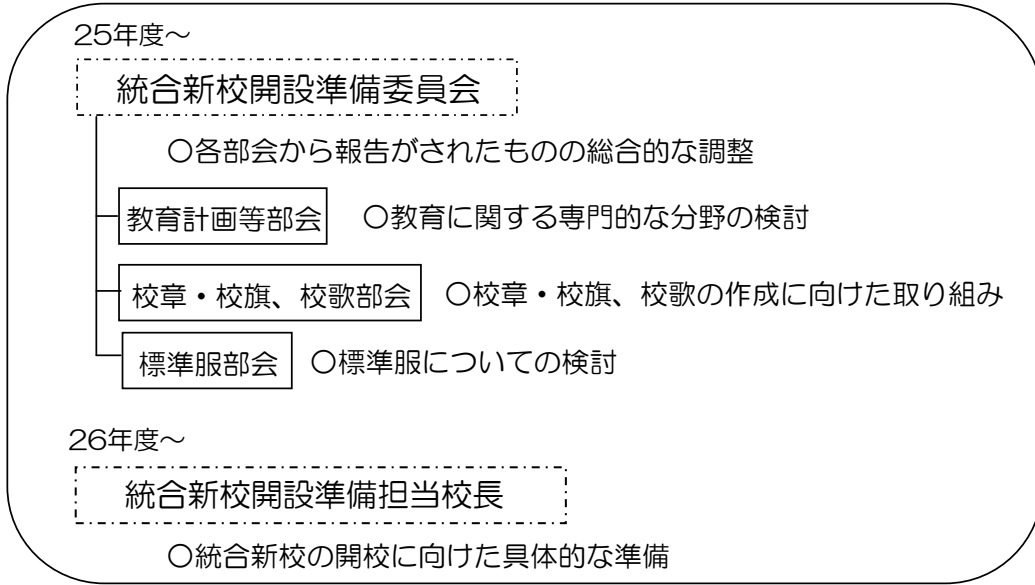
イ 校名の選定について

校名については、教育委員会が、区民の皆さんから公募し、応募のあった校名候補の中から選定していきます。なお、校名の選定にあたっては、議会をはじめ統合新校開設準備委員会、及び区民の方々から十分な意見を伺いながら、丁寧に進めていきます。

ウ 統合新校開設準備担当校長の配置

統合新校開校1年前の平成26年4月から、統合新校開設準備担当校長を配置します。統合新校開設準備担当校長を中心として、27年4月の開校に向けた具体的な準備を進めていきます。

『平成 25 年度以降の推進体制のイメージ』



(2) 今後のスケジュール

概ね、以下の予定で取り組みを進めていきます。

年度・月 項目	25												26											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育活動の推進	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
交流活動の実施	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
校名の公募・選定	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←												
条例の改正							←	←	←	←	←	←												
校章・校旗の検討、作成							←	←	←	←	←	←												
校歌の検討、作成							←	←	←	←	←	←												
標準服の検討、決定							←	←	←	←	←	←												
教育計画等の検討・策定	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
閉校準備																					←	←	←	
移転準備																					←	←	←	

第6 統合に伴う諸課題への対応*****

(1) 統合にあたっての課題

統合の趣旨は、学校規模の適正化を図ることで、新校が魅力と活力にあふれた教育活動を展開し、生徒の皆さんが、豊かな人間関係を構築していく中で、「生きる力」を身に付け、充実した実りある中学校生活を送ってもらうことにあります。

しかしながら、統合に関する不安などから、一時的に生徒数が減少してしまうことが考えられます。

教育委員会では、そうしたことを踏まえ、学校、保護者、地域の方々と連携を図りながら、出来る限りの対応に努めていきます。また、統合新校が魅力と活力にあふれた学校であることと併せて、第三中学校・第四中学校の良さを十二分にアピールして、両校が一定の規模を維持したうえで、統合を迎えられるように努めていきます。

(2) 課題に対する具体的な対応

統合にあたっての課題を踏まえ、統合移行期間中、新校開校後それぞれ次の対応をしていくと同時に、新たな課題が発生した場合も速やかな対応に努めていきます。

ア 統合移行期間中（平成 25 年度・26 年度）

- 統合に関する不安や心配の解消に努め、出来る限りの情報発信に努めるとともに、統合新校の魅力を積極的にアピールしていきます。
- 第三中・第四中及び校区の小学校においては、スクールカウンセラーの派遣時間を拡充して相談体制を強化するとともに、各学校が一丸となって、生徒の皆さんの心のケアに努めていきます。
- 標準服などの購入にあたり、保護者の更なる負担の無いように配慮していきます。
- 仮に学級数の減があった場合にも、現在の学習環境を継続していけるよう、関係機関への働きかけや区独自の対応を図っていきます。
- 特別支援学級（F組、わかたけ学級）との交流活動・共同学習については、「目黒区特別支援教育推進計画」に沿って展開していきます。

イ 新校開校後

- 統合後も引き続き、生徒の皆さんの心のケアに対して対応を図っていきます。
- 統合時には、2校間の均衡の取れた教員配置を行うとともに、統合に伴う加配教員の配置に努めていきます。
- 第三中・第四中で活動していた部活動は、統合後においても継続を前提とした対応を図っていきます。
- 学校は、保護者、地域に対して、適宜、適切な情報発信に努め、課題解決に向けて更なる連携を図っていきます。また、教育委員会と情報を共有化して、様々な課題に

対して迅速に対応していきます。

(3) 積極的な情報発信と区立中学校の魅力の啓発

整備方針の策定後、本方針に基づき、移行期間中の教育活動や交流活動など、具体的な取り組みを行うこととなります。また、新校の教育課程や教育計画の検討も進めていきます。

こうした取り組みの過程や、具体的な教育課程等についても、積極的なPR活動や、様々な形での情報発信に努め、統合新校の魅力の啓発に努めていきます。

また、説明会等でのご意見の中で、私立中学校と区立中学校の違いや区立中学校の魅力についての情報発信をしてほしいといったご意見をいただきました。特に、初めて中学校に進学される子どもをお持ちの保護者の方々からいただいています。

そうしたご意見を踏まえ、今後、小学校保護者の方々向けに、機会を設けて区立中学校の魅力についての啓発活動を実施し、統合新校の進学率の向上にも努めていきます。